

CNIPA、特許審査ガイドライン改正草案を発表 エマージングテクノロジーと審査実務課題に重点を置く

筆者：ハンメイ・ツォ (Han-Mei Tso)、ジュード・イー (Jude Yi)

& ジョナサン・オーシャ (John Osha、弊所パートナー)

2025年4月30日に、中国国家知識産権局（CNIPA）が、*特許審査ガイドライン改正草案（意見募集稿）*を発表しました。今回の意見募集稿は、AIとビデオコーデック分野を対象にしたエマージングテクノロジーにおける発展及び特定の審査実務課題に対するCNIPAの対応を反映した改訂が導入されています。当該改正草案の要点は以下の通りです。

1. ビットストリームに関する新しい節（第2部第9章第7節）

CNIPAは、映像と音声のエンコード／デコードに用いられる特許発明などのビットストリームに関わる特許発明に具体的に対処する新しいガイドライン改正草案を提示しました。その主な釈明には、ビットストリーム自体（すなわち、データコンテンツ単独で）は特許性がないという陳述が含まれています。しかしながら、ビットストリームが新規性と進歩性のあるエンコード／デコード方法により生成され、動画の保存又はストリーミングなどの具体的な技術的背景に利用される場合、特許適格性のある技術的解決策を構成し得ます。

今回の改正草案の目的は、産業の特定のセグメントにおける権利を主張する選択肢を知的財産（IP）権所有者に提供し、それにより、そのような権利所有者、実施者及び大衆の利益の平衡を保ち、かつ、産業の持続可能な発展を確実にすることです。しかしながら、CNIPAは、これは、IP権所有者が産業における複数のセグメントにわたって権利を主張し、彼らの実際の技術的貢献と不相

応なライセンス収入を得ることが許容されることを意味するものではないと強調しています。

2. AI 関連審査基準（第2部第9章第6節）

留意すべきことに、最近では、C N I P Aは、2024年の最後の日に、政策書「*AI 関連発明特許出願に関するガイダンス（パイロット版）*」（パイロットガイダンス）を発表しました。この文書は、特許審査ガイドラインの一部ではありませんが、急成長したAI 関連特許出願における特定の課題を釈明する意図でC N I P Aの政策を解釈することが目的とされています。このパイロットガイダンスにより、AI 関連特許出願は（1）AI アルゴリズム又はモデル自体に関する出願、（2）機能に関する出願、若しくはAI アルゴリズム又はモデルに基づく出願、（3）AI 活用により作られた発明に関する出願、及び、（4）AI により生成された発明に関する出願という概念的なカテゴリーに分けられ得ると特に示されています。

当該パイロットガイダンスの他の注意すべき側面としては、AI 関連発明の特許適格性について釈明された点です。特許適格性を満たすには、クレームには少なくとも1つの技術的特徴が含まれなければなりません。更に、クレームは全体として、「技術的」な解決策として認められなければなりません。これに限られませんが、AI 関連解決策は、（1）当該AI アルゴリズム又はモデルが、技術分野において具体的な技術的意味を持つデータを処理する（例えば、ニューラルネットワークで画像を特定し分類する方法）、（2）AI アルゴリズム又はモデルがコンピュータシステムの内部構造に具体的な技術的関連を有する（例えば、メモリスタ・アクセラレータのためにニューラルネットワーク圧縮方法）、又は、（3）クレームに記載のAI アルゴリズムが特定のアプリケーション分野におけるビッグデータを処理し、自然法則に準拠する固有の関連性を掘り起こす

（例えば、微生物とその分泌した毒素が食品において経時的に増加するという固有の特徴に基づく食品安全性を予測する方法）場合に、本質的に「技術的」なものとなります。

当該パイロットガイダンスは、十分な開示、進歩性、更にA I 関連特許出願における社会的倫理に関する他の原則も説明しています。今回の意見募集稿において、A I に重点を置いた節における改正草案はそれらの原則に沿ってそれらを具現化しました。

今回の意見募集稿は、特許法第5条がどのようにA I 関連及び「ビッグデータ関連」発明に適用されているかを釈明しました。法令又は社会的倫理違反による特許拒絶の具体的な例（例えば、個人情報保護法に違反する無許可のデータ収集と自動運転における倫理的リスク）を提供しています。

当該意見募集稿において、A I 関連発明に対する進歩性要件を釈明する例も提供されています。進歩性のある一例の分析では、技術的問題に直面して、発明は、先行技術と比較して、ニューラルネットワークの畳み込み経路とプーリング層の階層化を適合したことが理由として記載されています。一般原則として、技術的解決策に対するアルゴリズム特徴の貢献は、当該アルゴリズム特徴と技術的特徴が機能上、互いにサポートし、相互作用する場合に、考慮されるべきであるとされています。

特に、第6. 1節において、必要な場合、審査において明細書の内容を考慮すべきであると具体的に示されています。これは、上述した特許法第5条に基づく審査に関連するものだけでなく、十分な開示にも関わります。十分開示要件を満たすには、第6. 3. 1節において規定されている通り、発明がA I モデルの構築又はトレーニングに関わる場合、明細書は当該モデルの重要なモジュール、層、接続関係、及び、具体的な必要とされるトレーニングステップとパラメータを明確に記載すべきであり、また、発明が特定の分野又はシナリオにおけるA

I モデル又はアルゴリズムの応用に関連する場合、明細書は、入力・出力データがどのようにそれらの固有の関係を実証するように構成されるかを含み、当該モデル又はアルゴリズムがどのようにその特定の分野又はシナリオに統合されるかを明確に説明するべきであると明確に述べられています。2つの関連例が第6.3.3節に示されています。今回の新しい改正草案は、当業者が明細書に開示された内容に基づいて発明の解決策を実施できることを確実にすることを目的としています。一般原則としては、当業者は、開示されていない側面に関し、当該分野の常識に基づいて「空白を埋める」ことができ、そのような空白を埋めることによって技術的問題を解決できることを確信できるとされています。

3. 無効化手続に関する改訂（第4部第3章第3節）

今回の意見募集稿では、無効化手続における請願人の資格を更に明確にしました。第3.2節において、請願人の真の意図が反映されていない場合に無効化請求は受理されないことが示されています。この規定は、しばしば改ざんされた請願書又は委任状と共に提出された無効化請求が無断で他の者の名前で行われたという実際の事例に対処するためのものです。

無効化決定の効果に関して、第3.3節が、無効化手続において決定が下されると、同一又は実質的に同一根拠及び証拠に基づく後の無効化請求は受理されないと規定するように改訂されます。それに関し、CNIPAは、「同一又は実質的に同一」とは根拠又は証拠が単に調整された又は形式に再定式されただけで法的事実の観点においては実質的に異なるものではないという状況を指すと説明しています。これらの場合は、禁反言規定の範囲に該当するべきであるとされています。

とはいえ、根拠又は証拠が実質的に同一か否かの判断は、実際に主観性の度合いに左右され得ます。更に、時間制限の関係又は他の手続上の理由で、先の手続

において提起されなかった、或いは実質的に考慮されなかった主張又は証拠はそれでもまだ、新しい無効化請求の有効な基を成し得ます。そのため、今回の改訂が特許安定性の向上、かつ、特許権者にかかる不必要な訴訟負担の低減という意図された目標を効果的に達成できるかは、更なる議論の対象に留まります。

前述した重要な改訂点に加えて、今回の意見募集稿は、特定の予備審査手続と植物品種保護の主題に関する改正草案も含んでいます。なお、意見募集は開始しており、公募期間は2025年6月15日までとなり、電子メールで zhinan@cnipa.gov.cn まで意見を提出可能です。